

令和6年度 運営指導の重点事項について

令和6年度の運営指導における重点事項は、令和6年度報酬改定における主な改定事項、全国主管課長会議資料、介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等の指定所管課から特に確認が必要として要請のあった事項を踏まえ、次のとおり重点事項を定める。

「利用者の安心・安全の確保、自立支援と人権の擁護及び尊厳の保持」（4分類、13項目）

（1）利用者の安心・安全の確保（5項目）

- ①「虐待防止」に向けた取り組み（委員会の開催、指針の整備、研修、理解）はあるか。
- ②「身体拘束廃止」に向けた取り組み（委員会の開催、指針の整備、研修、理解）や手続きは適正か。
- ③非常災害に対する備え（災害の種類や立地環境に応じた個別計画の作成、避難経路の確保及び訓練の実施、従業者への周知）は適切に行われているか。
- ④リスクマネジメント（感染症対策、業務継続に向けた取組、事故発生時及び緊急時対応、苦情対応）は適切か。
- ⑤医療行為がある場合、有資格者により適切に行われているか。

（2）サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）（2項目）

- ①利用者の希望・置かれている環境等に沿った計画が作成されているか。
- ②計画に沿ったサービスが提供されているか。

（3）人員基準・定員の遵守及び勤務体制の確保（3項目）

- ①人員基準（必要資格、研修の修了含む）を満たす員数が確保されているか。
- ②定員の遵守に関する認識を持ち、定員を超える場合は適切な措置がとられているか。
- ③勤務表等により勤務体制が確保されているか。

（4）報酬請求の適正な取扱い（3項目）

- ①不正な請求（故意・過失に拘わらず、サービス提供事実と異なる請求）を行っていないか。
- ②算定基準（関係告示・通知等）に適合し、要件を満たした場合に算定しているか。
- ③減算すべき基準に適合する場合、適正に減算しているか。